

食安輸発0516第2号
平成23年5月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

スペイン産ポマス油の取扱いについて

標記については、平成13年9月25日付け食監発第207号「スペイン産ポマス油の証明書について」に基づき対応しているところです。

今般、スペイン政府より、平成13年当時の芳香族炭化水素（ベンゾピレン）を高濃度に含有したスペイン産ポマス油が既に市場へ流通していない旨、また、当該物質について現地で制限値を設定し、管理を行っている旨連絡があったことを踏まえ、当該通知を廃止し通常の監視体制とするので、御了知の上、関係業者等への周知等よろしく申し上げます。